

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和元年9月14日 10時20分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市舞鶴港第3区 三本松鼻灯台から真方位315° 1,400m付近 （概位 北緯35° 30.8′ 東経135° 20.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートとどろき丸は、航海中、推進器の駆動力を失って運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年2月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート とどろき丸、5トン未満（長さ4.57m） 251-10631 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み同乗者1人を乗せ、釣り場を移動中、突然、船外機の内部からギアが空回りするような異音が生じて推進器が止まった。 船長は、船外機が運転されているものの、推進器が回転しないのでドライブ機構が故障したと判断し、自力での運航を断念して118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航されて定係地に戻った。 本船は、本インシデント後、船舶所有者が船外機の開放点検を行った結果、ドライブ機構の歯車が破損し、機関からの駆動力を推進器に伝えることができなかったことが判明した。
分析	本船は、船外機のドライブ機構に劣化が進んでいる状態で運航を続けたことから、歯車が破損して推進器の駆動力を失って運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機のドライブ機構に劣化が進んでいる状態で運航を続けたため、歯車が破損して推進器の駆動力を失ったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 機関整備者は、定期的に船外機のドライブ機構の開放点検を行い、機関の動力を伝達する部品に摩耗等の劣化を認められた際には交換を行うこと。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・機関取扱者は、取扱説明書に従って、定期的にドライブ機構のギア油を交換すること。また、交換時、ギア油の乳化や遊離水等を認めた場合、推進器軸の軸封装置（シャフトシール）等を点検することが望ましい。 |
|--|---|